



# 島根県報

平成24年7月6日(金)

第2,407号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 2

**【告 示】**

平成24年度第4次自衛官募集 (消 防 防 災 課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 が い 福 祉 課) 4

**【公安規則】**

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則 (警 察 本 部) 4

**【漁調委告示】**

海面における区画漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催 5

**【雑 報】**

平成24年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施 (消 防 防 災 課) 5

平成24年度液化石油ガス設備士試験の実施 ( " ) 6

**公布された条例等のあらまし**

## ◇特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第76号）

## 1 規則の概要

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用する条項の整理（第2条関係）

## 2 施行期日

平成24年7月9日から施行することとした。

**規 則**

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第76号**

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成10年島根県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第2項第3号」を「第2条第2項第2号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**告 示****島根県告示第413号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成24年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成24年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 募集種目

男性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

女性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

## 2 募集期間

## (1) 男性

平成24年8月1日（水）から同年9月7日（金）まで

試験期日は、受付後、自衛隊島根地方協力本部から連絡する。ただし、8月28日（火）以降に受付を行った者及び平成25年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者は、第2回の試験期日となる。

## (2) 女性

平成24年8月1日（水）から同年9月7日（金）まで

## 3 試験期日

## (1) 男性

## 第1回

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

平成24年9月2日（日）、3日（月）のいずれか1日

## 第2回

筆記試験・適性検査・作文

平成24年9月17日（月）

身体検査・口述試験

平成24年9月25日（火）から同月27日（木）までの間のいずれか1日

## (2) 女性

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

平成24年9月24日（月）

## 4 試験場の位置及び名称

## (1) 男性

## 第1回

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

## 第2回

筆記試験・適性検査・作文

松江市東津田町1741-1（電話0852（32）5605）

島根県松江合同庁舎

出雲市大津町1139（電話0853（30）5509）

島根県出雲合同庁舎

浜田市片庭町254（電話0855（29）5505）

島根県浜田合同庁舎

身体検査・口述試験

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

## (2) 女性

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

## 5 採用予定日

平成25年3月下旬から4月上旬まで

## 6 その他

## (1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

## (2) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

## (3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部（松江市向島町134-10電話0852（21）0015）に連絡すること。

## 島根県告示第414号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成24年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
竹田 和希	内科	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	平成24年6月26日
深田 育代	神経内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成24年6月26日
斧山 純子	内科	斧山医院	益田市あけぼの西町16-4	平成24年6月26日
田部 昭博	内科	医療法人社団 田部医院	雲南市三刀屋町三刀屋321	平成24年6月26日

## 公 安 委 員 会 規 則

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

## 島根県公安委員会規則第14号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則

（島根県道路交通法施行細則の一部改正）

**第1条** 島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合にあっては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し」を「外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。」に改める。

（ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部改正）

**第2条** ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則（平成9年島根県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「外国人登録証明書の写し、法人にあっては」を「、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載されたものに限る。）（法人にあっては、）」に改める。

第3条第1項、様式第1号備考及び様式第2号備考1中「外国人登録証明書の写し、法人にあっては」を「、国籍等の記載されたものに限る。）（法人にあっては、）」に改める。

（放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正）

**第3条** 放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号表面中「、戸籍抄本又は外国人登録原票の写し」を「又は戸籍抄本（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し）」に改め、同様式裏面中「証紙はり付け欄」を「証紙貼付け欄」に改める。

様式第12号表面中「、戸籍抄本又は外国人登録原票の写し」を「又は戸籍抄本（外国人にあっては、国籍等の記載のある住民票の写し）」に、「はり付け」を「貼付け」に改め、同様式裏面中「証紙はり付け欄」を「証紙貼付け欄」に

改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

## 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

### 島根海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、海面における区画漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成24年7月6日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

#### 1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成24年7月13日（金）14時	松江市朝日町590 松江東急イン	海面における区画漁業権に係る漁場計画案について（島根海区分）

#### 2 関係書類の縦覧

##### (1) 縦覧に供する書類の名称

漁場図、漁場計画一覧表及び総合連絡図

##### (2) 縦覧の期間

平成24年7月6日から同月12日まで

##### (3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課及び松江水産事務所

## 雑 報

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2の規定により、島根県知事の委任に係る平成24年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

平成24年7月6日

高圧ガス保安協会会長 作 田 穎 治

#### 1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験（液石）

丙種化学責任者試験（特別）

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

#### 2 試験日時

平成24年11月11日（日）午前9時30分から（試験室への入室は9時10分まで）

## 3 試験地

松江市及び江津市

## 4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

## 5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

## 6 受験願書（案内）の常置場所及び提出先

## (1) 電子受付

平成24年7月6日（金）から高圧ガス保安協会のホームページに掲載（<http://www.khk.or.jp>）

## (2) 書面受付

平成24年7月6日（金）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合は、送料は受験者負担とする。）

## 7 受験願書受付期間及び受付方法

## (1) 電子受付

平成24年8月20日（月）午前10時から平成24年8月31日（金）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。（<http://www.khk.or.jp>）

受付期間中、24時間受け付ける。

## (2) 書面受付

平成24年8月20日（月）から平成24年8月31日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで）。

郵送による場合は、平成24年8月31日までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成24年8月31日までに到着したもの）に限り受け付ける。ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なく全て高圧ガス保安協会試験センターに提出すること。

## 8 受験手数料

試験の種類	受験手数料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	8,500円	9,000円
丙種化学責任者及び第三種冷凍機械責任者試験	7,900円	8,400円
第一種販売主任者試験	7,100円	7,600円
第二種販売主任者試験	5,500円	6,000円

## 9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成24年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第104条第5項の規定により公示する。

平成24年7月6日

高圧ガス保安協会会長 作 田 穎 治

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成24年11月11日（日） 午前9時30分から（試験室への入室は9時10分まで）

技能試験 平成24年12月2日（日） 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所及び提出先

(1) 電子受付

平成24年7月6日（金）から高圧ガス保安協会のホームページに掲載（<http://www.khk.or.jp>）

(2) 書面受付

平成24年7月6日（金）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合は、送料は受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成24年8月20日（月）午前10時から平成24年8月31日（金）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。（<http://www.khk.or.jp>）

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成24年8月20日（月）から平成24年8月31日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで）。

郵送による場合は、平成24年8月31日までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成24年8月31日までに到着したもの）に限り受け付ける。

8 受験手数料

(1) 電子受付 20,200円

(2) 書面受付 20,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。